

住民主体のサービス(訪問型サービス B・通所型サービス B)Q&A(ケアマネジャー向け)

No	質問・回答
Q1	住民主体のサービスってなんですか？
A1	<p>在宅で地域との関わりを持って生活する要支援高齢者が、地域の人と共に住み慣れた地域で継続して暮らしていけるよう、地域住民のボランティアによる介護予防や生活支援サービスを併せ持った見守り活動です。</p> <p>地域の支え合いの取り組みについては、下記リンクに高松市社会福祉協議会が作成して下さった動画が掲載されています。</p> <p>https://www.youtube.com/watch?v=gTQMnWqjWds</p>
Q2	どのようなサービスがありますか？
A2	<p>訪問型サービス B では、見守り活動を主に、ゴミ出しや簡単な草抜き等の生活支援を、通所型サービス B では、地域の身近な場所で、介護予防体操やレクリエーションを実施し、地域の人との関わりを継続しながら在宅での生活を継続できるようにしています。</p> <p>実施しているサービス内容は各地区で異なりますので、確認が必要です。</p>
Q3	利用回数や利用料金は？
A3	<p>訪問型サービス B の利用回数は 1 回あたり最大 60 分、月 5 回までとなっています。利用料金は各地区でサービスによって設定されていますが、訪問型サービス B は 1 回につき 100 円～、通所型サービス B は 1 回につき 200 円～になっています。</p>
Q4	利用できる対象者は？
A4	<p>①事業対象者 ②要支援 1・2 の認定者 ③継続利用要介護者が住民主体のサービス利用の対象者になります。</p> <p>※<u>③継続利用要介護者については、地区によって、対象となる介護度が異なります。</u>また、地域住民の方がボランティアで実施して下さっていますので、利用者の身体状況等によっては利用をお断りする場合があります。各地区へご相談ください。</p>

Q5	継続利用要介護者とは何ですか？
A5	事業対象者、要支援 1・2 の認定時から住民主体のサービスを利用しており、要介護認定になっても継続して住民主体のサービスを利用する人のことです。
Q6	同居家族がいても利用できますか？
A6	訪問型サービス B では、 <u>同居家族がいる場合、原則、利用は認められていません</u> が、同居家族に介護ができない事情がある場合等、利用が可能になる場合もありますので、長寿福祉課へお問い合わせください。
Q7	他のサービスとの併用は可能ですか？
A7	他の介護予防・生活支援サービス、介護予防サービスと併用ができます。また、継続利用要介護者の場合には、介護サービスとの併用が可能です。
Q8	ケアプランの作成は必要ですか？
A8	<p><u>住民主体のサービスは</u>介護予防・生活支援サービスに位置付けられていますので、<u>ケアプランの作成が必要です。</u></p> <p>【住民主体のサービスのみを利用】 介護予防サービス・支援計画又は居宅サービス計画（ケアマネジメント C）</p> <p>【住民主体のサービスと他の介護予防・生活支援サービスや介護予防サービスを併用】介護予防サービス・支援計画（ケアマネジメント A）</p> <p>【住民主体のサービスと介護保険サービスを併用】 居宅サービス計画</p> <p>※作成方法については最寄りの地域包括支援センターにご確認ください。</p>
Q9	担当者会議に住民主体のサービス提供団体の出席は必要ですか？
A9	<p><u>担当者会議の出席や、欠席の際の照会文の依頼は必須ではない</u>ですが、在宅で生活する利用者について情報を共有し、変化があった場合等、支援者同士での連携が必要になります。<u>利用者の情報を適宜共有し、顔の見える関係を作ってください。</u></p>

Q10	<p>住民主体のサービス実施団体の連絡先が分かりません。 どこに連絡すればよいのでしょうか？</p>
A10	<p>各地区の住民主体のサービスのチラシが高松市のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。</p> <p>【もっと高松（介護予防・日常生活支援総合事業の実施について）】 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/ichiran/kaigoyobou/index.html</p>
Q11	<p>要介護認定の人が新規で住民主体のサービスを利用することは可能ですか？</p>
A11	<p>要介護認定の方が新規で利用することはできません。</p> <p>事業対象者、要支援1・2の認定の時に住民主体のサービスを利用していた方は、要介護認定になっても継続してサービスの利用が可能です。</p>
Q12	<p>認定を更新した場合はどうしたらよいのでしょうか？</p>
A12	<p>更新後の認定結果については、<u>必ず住民主体のサービス実施団体へ連絡してください</u>。また、継続利用要介護者のケアプランのコピーは、長寿福祉課へ提出をお願いします。</p>
Q13	<p>給付管理はどのようにしたらよいのでしょうか？</p>
A13	<p>①住民主体のサービスのみ（継続利用要介護者も含む） 介護予防ケアマネジメント費、初回加算、委託連携加算を連携先の地域包括支援センターを通じて請求（1回限り）</p> <p>②住民主体のサービスと他の介護予防・生活支援サービスや介護予防サービスを併用 国保連を通じて、介護予防ケアマネジメント費を請求</p> <p>③住民主体のサービスと介護保険サービスを併用している場合 国保連を通じて、居宅介護支援費を請求</p>

Q14	なぜ、長寿福祉課へケアプランのコピーの提出が必要なのですか？
A14	<p>住民主体のサービスは市の補助金で運営してくださっています。利用者がサービスの対象となるのか確認のため、ケアプランのコピーの提出をお願いしています。お手数ですが、<u>継続利用要介護者、指定介護予防支援事業者として直接実施する場合は長寿福祉課へケアプランのコピーの提出をお願いします。</u></p> <p>※事業対象者及び要支援認定者については、地域包括支援センターと連携しているため、提出は必要ありません。ただし、<u>指定介護予防支援事業者として直接実施する場合は長寿福祉課へケアプランのコピーの提出が必要です。</u></p>